（国際連携学科に係る基幹教員数）

第四十八条　国際連携学科に係る基幹教員の数は、第二十二条に定める学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数に、一の国際連携学科ごとに一人の基幹教員を加えた数を合計した数以上とする。

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る基幹教員数）

第四十九条の五　第四十八条の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科が属する分野に係る学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数は、当該分野における当該国際連携学科以外の学科について第二十二条の規定を適用して得られる学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数と、次項から第四項までの規定により得られる当該国際連携学科に係る基幹教員の数に、一の国際連携学科ごとに一人の基幹教員を加えた数を合計した数以上とする。

2　共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る基幹教員の数は、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学科とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イの表を適用して得られる基幹教員の数（次項において「全体基幹教員数」という。）をこれらの国際連携学科に係る入学定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「短期大学別基幹教員数」という。）以上とする。

3　前項に規定する当該国際連携学科に係る短期大学別基幹教員数の合計が全体基幹教員数に満たないときは、その不足する数の基幹教員をいずれかの短期大学の当該国際連携学科に置くものとする。

4　第二項の規定による当該国際連携学科に係る短期大学別基幹教員数（前項の規定により当該国際連携学科に不足する数の基幹教員を置くときは、当該基幹教員の数を加えた数）が、当該国際連携学科の種類に応じ、別表第一イの表の第四欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、第三欄）に定める基幹教員の数（以下この項において「最小短期大学別基幹教員数」という。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該国際連携学科に係る基幹教員の数は、最小短期大学別基幹教員数以上とする。

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地の面積）

第四十九条の六　第三十条第一項の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校地の面積については、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの国際連携学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに当該国際連携学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備）

第四十九条の八　前二条に定めるもののほか、第二十七条から第二十九条まで並びに第三十二条、第三十三条及び第三十五条の九の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る施設及び設備については、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

（国際連携学科に係る専任教員数）

第四十八条　国際連携学科に係る専任教員の数は、第二十二条に定める学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る専任教員数）

第四十九条の五　第四十八条の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科が属する分野に係る学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数は、当該分野における当該国際連携学科以外の学科について第二十二条の規定を適用して得られる学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数と、次項から第四項までの規定により得られる当該国際連携学科に係る専任教員の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

2　共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る専任教員の数は、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学科とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イの表を適用して得られる教授等の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの国際連携学科に係る入学定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「短期大学別専任教員数」という。）以上とする。

3　前項に規定する当該国際連携学科に係る短期大学別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいずれかの短期大学の当該国際連携学科に置くものとする。

4　第二項の規定による当該国際連携学科に係る短期大学別専任教員数（前項の規定により当該国際連携学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数）が、当該国際連携学科の種類に応じ、別表第一イの表の第四欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、第三欄）に定める専任教員の数（以下この項において「最小短期大学別専任教員数」という。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該国際連携学科に係る専任教員の数は、最小短期大学別専任教員数以上とする。

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地の面積）

第四十九条の六　第三十条第一項の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校地の面積については、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの国際連携学科に係る学生定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに当該国際連携学科に係る学生定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備）

第四十九条の八　前二条に定めるもののほか、第二十七条から第二十九条まで並びに第三十二条、第三十三条及び第三十五条の十二の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る施設及び設備については、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。